



長野県報

11月10日(月)
平成26年
(2014年)
第2623号

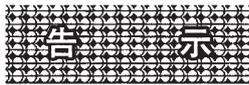
目次

告示

信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(産業立地・経営支援課)	1
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課)	2
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課)	2
運転免許取得者教育の認定に関する規則に基づく認定を受けた者の代表者氏名の変更の届出(東北信運転免許課)	3

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(情報政策課)	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課)	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業政策課サービス産業振興室)	4
大規模小売店舗立地法に基づく聴取した意見の縦覧(産業政策課サービス産業振興室)	5
都市計画の変更案作成のための公聴会の開催(都市・まちづくり課)	6
都市計画事業の認可(都市・まちづくり課)	7
一般競争入札(建設政策課)	7
一般競争入札(道路管理課)	8
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(企業局)	9
一般競争入札(企業局)	9
一般競争入札(7件)(高校教育課)	9



長野県告示第626号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例(平成17年長野県条例第25号)第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成26年11月10日

長野県知事 阿部守一

諏訪郡富士見町富士見字穂屋之里11989番1及び11989番4から11989番6まで、字手洗沢249番1及び249番12、字御射山沢乗鞍石243番20並びに字乗鞍石243番24

産業立地・経営支援課

長野県告示第627号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成26年11月10日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

諏訪市大字湖南字内山2027の1から2027の5まで、2027の14から2027の22まで、2027の24から2027の28まで、2027の30、2027の32、2027の87・2027の88(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、2027の89から2027の99まで、2027の108、2027の112、2027の115、字小沢2066の1、2066の2、2066のイ、2067の1から2067の6まで、2068の1、2068の4、2068の5、2069、2071の1、2071の2、字小林2262の4、2264から2271まで、2272の1、2274の1、2280の1、2281の1、2281の2、2282の1、2283、2284、2285の1、2285の2、2286から2290まで、2291のイ、2291のロ、2292の1、2292の2、2292のロの1、2292のロの2、2294の1から2294の3まで、2295の1から2295の3まで、2296の1、2296の2、2297の1、2297の3、2297の4、2297のイ、2297のロの2、2297のロの3、2297のロの5、2297のハ、2297のニの1の1、2297のニの1の2、2297のニの2の1、2297のニの2の2、

2297のニの2の3、2297のへ、2297のト、2297のチ、2298、2299のロ、2300、字大林2301、2308、2309、2311の1から2311の5まで、2312から2319まで、2320のイ、2320のロ、2321から2325まで、2326の1、2327のイ、2327のロ、2328、2329、2330の1、2330のイ、2331から2335まで、2336の1から2336の5まで、2336のイの3、2336のイの4、2336のイの5、2336のイの7、2336のイの8、2336のイの12、2336のロ、2337、2338の1、2338の2、2339から2341まで、2342のイ、2342のロ、2342のハ、2343、2344のイ、2344のロ、2345から2351まで、2352の1、2352の2、字中尾2353、2354の1、2354の2、2355、2356、2357の1、2358の1、2358の2、2359、2360の1、2362の1から2362の3まで、2363、2364、2365の1、2366の4、2373、2374の1、2375、2377から2379まで、2380の1、2380の2、2381から2388まで、字日向畑2389から2395まで、2398から2405まで、2406の1、2406の2、2407から2412まで、2413のイ、2413のロ、2415から2424まで、2426、2430から2438まで、2439の1、2439の2、2440から2446まで、2448から2458まで、2459の1、2459の2、2460から2475まで、2477のロ、2479、字城山2691の1、2694、2695、2696のイ、2696のロ、2700の1、2700の3、2702から2707まで、2710の1、2711、2712のイ、2712のロ、2713、2714の1、2714の2、2715の1から2715の3まで、2716から2723まで、2724の1、2724の2、2725から2730まで、2731の1、2731の2、2732から2743まで、2744の1、2744のイ、2745から2747まで、2748の1、2748の2、2749の1、2749の4、2750の1、2750のイ、2751の1、2753の1、2775の1、2775の2、2776の1、2776の4、2777の1、2780の1、2781のイ、2781のロ、2782、字砥澤2783から2788まで、2789の1、2789のロ、2790、2791、2792の1、2792のロ、2793、2794、2797のイ、2797のロ、2798の1、2798の2、2799から2802まで、2803のイ、2803のロ、2804から2808まで、2810、2812、2813の1、2824、2828、2829のイ、2829のロ、2830から2833まで、2834の1、2834のロ、2835の1、2835の2、2836から2838まで、2839の1、2839のロ、2840から2843まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第628号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年11月10日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡谷市川岸字仲沢内桜餅5425、字仲沢内ゾロゾロ5426、字大沢出会ヨリ北沢迄5563の1から5563の3まで、5563の5、5563の6、5563の8、字大沢天狗社5564、字大沢出会ヨリ仲峯馬止迄5565の1、5565の2、5565の4、字大沢南沢出会ヨリ峯迄5566の1から5566の7まで、字有無沢日影日向5567の1から5567の6まで、5567の8、字除5584、5585

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第629号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成26年11月10日

長野県知事 阿部守一

1 解除に係る保安林の所在場所

下伊那郡天龍村平岡466の31

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県公安委員会告示第46号

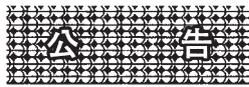
運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり代表者氏名の変更の届出がありました。

平成26年11月10日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

認定を受けた者			教育に使用する施設		変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地	新	旧	
株式会社真田自動車学校	上田市秋和86番地	尾和資博	真田自動車学校	上田市秋和86番地	尾和資博	一之瀬祥一	平成26年10月1日

東北信運転免許課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年11月10日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

パソコン管理用ソフト及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成27年3月1日から平成32年2月29日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県企画振興部情報政策課情報システム係

電話 026 (235) 7071

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年12月24日（水）午前10時から

イ 場所 長野県庁 西庁舎2階パソコン実習室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成26年12月22日（月）午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県企画振興部情報政策課情報システム係

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、平成26年12月18日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。